

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	内閣官房行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
<p>閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯</p>									
1	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書 ②会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書 ③会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書 ④会議に検討のための資料として提出された文書及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書 ⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書 	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 総理指示 外国・自治体・民間企業との状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 各省への協議案 各省からの質問・意見 各省からの質問・意見に対する回答 配付資料 議事概要・議事録 決定・了解文書 	内閣の重要政策等に関する企画立案・総合調整に関する事項	関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	国と地方の協議の場（令和〇年度） 国と東京都の実務者協議会（令和〇年度） 政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議等（令和〇年度）	10年	2(1)10(6)	移管
<p>個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯</p>									
2	個人の権利義務の得喪及びその経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①訴訟可等に関する重要な経緯 ②不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 ③国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 処分案 開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 審査請求書の写し 情報公開・個人情報保護審査会関係文書 裁決書 訴訟の提起に関する文書 訴状の写し 期日呼出状の写し 訴訟における主張又は立証に関する文書 答弁書の写し 準備書面の写し 各種申立書の写し 口頭弁論・証人等調書の写し 書証の写し 判決書又は和解調書の写し 	個人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（令和〇年度）	5年	2(1)11(1)	廃棄
							1年未満		
							10年	2(1)11(5)	廃棄 (ただし、目下について当該審議会等の議事録等に記録された事実等に関するもの)
							10年	2(1)11(6)	廃棄 (ただし、目下について当該訴訟の審判等に関するもの)
3	法人の権利義務の得喪及びその経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①訴訟可等に関する重要な経緯 ②不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯 ③国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯 	<ul style="list-style-type: none"> 開示請求書 処分案 開示請求に対する開示決定等処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書 審査請求書の写し 情報公開・個人情報保護審査会関係文書 裁決書 訴訟の提起に関する文書 訴状の写し 期日呼出状の写し 訴訟における主張又は立証に関する文書 答弁書の写し 準備書面の写し 各種申立書の写し 口頭弁論・証人等調書の写し 書証の写し 判決書又は和解調書の写し 	法人の権利義務の得喪	行政文書開示請求等	行政文書開示請求等（令和〇年度）	5年	2(1)12(2)	廃棄
							1年未満		
							10年	2(1)12(5)	廃棄 (ただし、目下について当該審議会等の議事録等に記録された事実等に関するもの)
							10年	2(1)12(6)	廃棄 (ただし、目下について当該訴訟の審判等に関するもの)
<p>その他の事項</p>									
4	告示、訓令、通達及びその他の規則の制定又は改廃及びその経緯	<ul style="list-style-type: none"> ①立案の検討に関する審議会等文書 ②立案の検討に関する調査研究文書（1の項から3の項までに掲げるものを除く。） ③意見公募手続文書 ④制定又は改廃のための決裁文書 ⑤官報公示に関する文書 ⑥訓令、通達及びその他の規則の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から3の項までに掲げるものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事概要・議事録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 外国・自治体・民間企業との状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 告示案、規則案 意見公募要領 提出意見を考慮した結果及びその理由 告示案、規則案 官報 外国・自治体・民間企業との状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 訓令案・通達案、規則案 標準文書保存期間基準 公印規程案 官報 	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	標準文書保存期間基準（令和〇年度）	10年	2(1)14(1)	廃棄
							10年	2(1)14(2)	廃棄 (ただし、目下について当該審議会等、諮問の審議等、重要な報告、建議の審議等に関するもの)

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類 (行政文書ファイル等の名称)	保存期間	内閣官房行政文書管理規則(以下「管理規則」という。)別表第2の該当事項・業務の区分	保存期間満了時の措置
5 国会及び審議会等における審議等に関する事項	1)国会審議会等(1の項から4の項までに掲げるものを除く。)	国会審議文書	・議員への説明 ・議料説明 ・想定回答 ・答弁書 ・国会審議録	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議文書(令和○年度)	10年	2(1)①21(1)	廃棄
		2)審議会等(1の項から4の項までに掲げるものを除く。)	・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配布資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			審議会等文書(令和○年度)			
6 内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する経緯(1の項から5の項までに掲げるものを除く。)	①公印の保管に関する文書	・届出書	庶務に関する事項	庶務に関する事項	-	20年	2(1)①25	移行
		②職員の厚生に関する文書	・福利厚生管理関係文書			-			
		③関係行政機関等との協議等に関する文書	・協議資料			“協議名等”(令和○年度)			
		④関係行政機関等との情報交換のための会議に関する文書	・会議資料			“会議名等”(令和○年度)			
		⑤各種調査等に関する文書	・調査依頼文書 ・報道発表資料			-			
		⑥挨拶・要請に関する文書	・要請書			-			
		⑦内閣官房HPに寄せられた意見に関する文書	・内閣官房HPに寄せられた意見			-			
		⑧庶務を行う会議、出張等のログに関する文書	・進行表 ・職員役割分担表			ふるさとづくり有識者会議等(令和○年度) 個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース等(令和○年度)			
		⑨内閣の庶務に関する照会等に係る文書のうち経微なもの	・旅費・謝金等 ・関係機関等への照会 ・関係機関等からの回答			各種照会関係(令和○年度)			
7 契約に関する事項	契約に関する重要な経緯	契約に係る決裁文書及びその他の契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約に関する事項	契約に関する事項	ふるさとづくり有識者会議等(令和○年度)	契約の完了する時を起算日とする。	2(1)①26	廃棄
8 統計調査に関する事項	1)統計調査に関する重要な経緯(1の項から7の項までに該当する統計調査であって、各項目で定める保存期間が本項よりも長いものは、各項目の定めによる。)	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・要領	-	-	-	5年	2(1)①27	廃棄
		②統計の承認に関する経緯が記録された文書	・承認申請書	-	-				
		③統計の実施に関する経緯が記録された文書	・実施案 ・事務処理基準	-	-				
		④統計の集計結果に関する文書	・調査報告書	-	-				
	2)その他	調査票情報の利用・提供に関する行政文書	調査票情報の利用・提供に関する決裁文書	統計調査に関する事項	調査票情報の利用・提供に関する行政文書	調査票情報の利用・提供に関する決裁文書(令和○年度)	3年	-	廃棄

備考

- ・ 職員の人事に関する事項について、内閣官房令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣官房令、人事院規則の規定による。
- ・ 本基準にいう「経微なもの」とは、公文書管理法第2条第6項の歴史公文書等に該当しないものであって、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書に当たらないものをいう。
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等の類型について(管理規則第7条第9項第7条(略))
 - 第1項の保存期間の設定においては、第7項及び前項の規定に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)。
 - 別途、正本が管理されている行政文書の写し
 - 定型的・日常的な業務連絡、日報表等
 - 出版物や公表物を編集した文書
 - 内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
 - 保存期間において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書
- ・ 保存期間1年未満の行政文書ファイル等については、「内閣官房が保有する保存期間1年未満の行政文書ファイル等の取扱いについて」(平成28年9月1日総括文書管理者決定)に基づき、当該行政文書ファイル等を作成し、又は取得した日を起算日とし、原則として、その使用目的終了後、遅滞なく廃棄するものとする。